

社会的養育にかかる奈良県推進計画の策定について

資料3-3

児童福祉法改正の理念を踏まえ、奈良県における社会的養育の推進にかかる計画を策定します。平成30年度中を目途に策定作業を進め、実施可能なものから実現を図ります。

【平成28年 児童福祉法 一部改正】

(平成28年6月 法律 公布)

- 子どもが権利の主体であることを位置付け
- 子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則
- 家庭における養育が困難又は適当でない場合には、パーマネンシー保障となる養子縁組、代替養育のうち「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進める(家庭養育優先原則)
これらが適当でない場合には、できる限り、児童養護施設等における小規模グループケアなどの「良好な家庭的環境」で養育



【新しい社会的養育ビジョン】

(平成29年8月 新たな社会的養育の在り方に関する検討会 公表)

- 法改正の理念を具体化するため、実現に向けた工程を提示(主な内容)
- ・ 市区町村の子ども家庭支援体制の構築
ソーシャルワークできる体制を概ね5年以内に確保
- ・ 児童相談所・一時保護改革
- ・ 里親への包括的支援体制(フォスタリング機関)の抜本的強化と里親制度改革
フォスタリング機関による質の高い里親養育体制を平成32年度にすべての都道府県で整備
- ・ 永続的解決(パーマネンシー保障)としての特別養子縁組の推進
概ね5年以内に現状の2倍の特別養子縁組成立
- ・ 乳幼児の家庭養育原則の徹底と、年限を明確にした取組目標
里親委託率について、3才未満は概ね5年以内に75%を実現、就学前は概ね7年以内に75%を実現、学童期以降は概ね10年以内に50%を実現
乳児院は、今後、多機能化・機能転換
- ・ 子どもニーズに応じた養育の提供と施設の抜本改革
施設は、概ね10年以内を目途に、小規模化・地域分散化
- ・ 自立支援(リービング・ケア、アフター・ケア)
概ね5年以内に里親等の代替養育機関、アフターケア機関の自立支援の機能を強化
- ・ 都道府県計画の見直し
この「新しい社会的養育ビジョン」に基づき、平成30年度末までに見直し



「新しい社会的養育ビジョン」の実現に向けた国の指針等

(平成29年度末 厚生労働省 通知予定)

- 【都道府県推進計画の見直し 要領】
- 【フォスタリング機関 運営ガイドライン】
- 【乳児院・児童養護施設の多機能化・機能転換 手引き】
- 【一時保護 ガイドライン】

【奈良県推進計画】

(10か年計画)の策定

計画への記載事項(予定)

- ① 県計画における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- ② 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)
- ③ 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組
- ④ 各年度における代替養育を必要とする児童数の見込み
- ⑤ 里親等への委託の推進に向けた取組
- ⑥ パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- ⑦ 施設の小規模化・地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- ⑧ 一時保護改革に向けた取組
- ⑨ 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- ⑩ 児童相談所の強化等に向けた取組 等

協力依頼

協働

意見聴取

施設 ・ 市町村 ・ 関係機関 ・ 当事者 等

子どもが権利の主体とした社会的養育の推進

※ 「奈良県家庭的養護推進連絡会議」などの場を通じて、関係機関などの皆様から意見聴取のうえ、計画の策定を進めて参ります。

※ 計画に記載する取組事項や目標値等の設定にあたり、協働のご協力をお願い致します。